

答申 36 号

答 申

1 審査会の結論

平成 26 年 6 月 18 日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関である対話連携推進室が平成 26 年 7 月 2 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、「振込先の個人名義の情報」は開示すべきである。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 26 年 6 月 18 日付けで「（平成 25 年度）津市の自治会のそれぞれへの交付金の額、活動補助金の額と振込被、それぞれの振込先口座が自治会名義の口座か個人名の口座かがわかる文書」について、本件開示請求を行った。

(2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「平成 25 年度町自治会交付金の交付決定について（伺い）、平成 25 年度町自治会交付金一覧、平成 25 年度支出命令書、支出命令集合明細書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

(3) 実施機関は、平成 26 年 7 月 2 日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 開示しない部分

振込先の個人名義の情報、個人の住所、印影

(イ) 開示しない理由

条例第 7 条第 2 号（個人情報）に該当するため。

(4) 異議申立人は、平成 26 年 7 月 9 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定により、本件処分を取り消す旨の異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

本件非開示決定は開示しない理由がないにもかかわらずなしたもので違法

である。津市長が非開示とした振込口座は、自治会に対する交付金を振り込んでいる 63 自治会（全部で 454 自治会）の部分であり、個人情報ではない。

けだし、津市が各自治会に事前交付している請求書には、「なお、振込の際は当団体が管理する下記の口座へお振込み願います。」と明記されており、当該自治会管理に係る口座であることは明らかである。

個人口座であれば、個人的に流用されるおそれのある個人口座に自治会交付金を振り込むべきではないし、津市が、個人口座であることを認識しながら自治会交付金を振り込んだのであれば、官民談合の不正な自治会交付金の流用である。

4 実施機関の不開示理由説明

開示請求にかかる、支出命令集合明細書の振込先に記載された口座情報は、自治会が管理する口座として申請されたものと解するが、口座は個人の名義になっており、公にすることにより、個人の権利利益を害することになると考え、これらのことが、条例第 7 条第 2 号に該当するため。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち開示しないとした「振込先の個人名義の情報」の部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第 7 条第 2 号の該当性について検討する。

(1) 異議申立人による口頭の意見陳述の内容

当審査会は、津市情報公開・個人情報保護審査会条例第 7 条の規定に基づき、異議申立人による口頭の意見陳述を聴した。

異議申立人は、振込先の個人名義の口座情報について、まず、純然たる個人名義の口座なのか、自治会のお金を出し入れする個人名義の口座なのかという問題があるが、口座に入っているお金が全部自治会のものだということであれば、形式的に個人名義を借りているだけの自治会の口座であると言ええる。したがって、この口座情報については、形式上は個人情報に該当するが、自治会という公の団体に交付する交付金、すなわち公金が入出金する公益性のある口座であることから、秘匿すべき個人情報には該当せず、開示すべきである。

また、仮にその口座が自らの私的財産が混在する口座であったとしても、当人に自治会の口座かどうかといった、口座の性質を問い合わせた上で開

示するか否かの決定をすべきであり、そのような措置過程を経していないことが違法である、と主張する。

なお、本件公文書における開示しない部分である「個人の住所及び個人印の印影部分」については、異議を取り下げるとのことである。

(2) 実施機関による口頭の意見陳述の内容

一方、当審査会は、実施機関から提出のあった資料を見分した上で、実施機関による口頭の意見陳述を聴した。

実施機関によれば、この口座情報については、金融機関の手続きの関係上、団体名での口座開設が困難な場合等、会長等が個人名で開設した口座に交付金を振り込んでいる現状がある。実施機関は、こうした個人名義の口座については自治会が管理している口座と考えており、現に、個人名義のものは自治会長の個人名、あるいは自治会の会計等役員の個人名であり、個人の私用ではなく自治会の会計として使用していることから、自治会が管理している口座と考えているとのことである。

しかしながら、例え形式的であっても個人の氏名や口座番号等の情報は、条例第7条第2号に該当する個人情報であると考え、不開示としたとのことである。

(3) 当審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関双方からの意見を踏まえ、実施機関から提出のあった資料を再度見分した上で、本件処分の妥当性について検討を行った。

本件公文書は、平成25年度の自治会交付金の支払い等に係るものであるが、実施機関は、そのうち、自治会名義の口座情報については開示する一方、個人名義の口座情報を不開示としている。

本件公文書に記載された「振込先の個人名義の情報」については、確かに個人名で口座が開設されているものの、それはあくまで、自治会という団体名で口座が開設できないということを前提に、これまで慣例的に自治会役員の個人名で口座を開設してきたものである。

それらを形式的に見れば、個人の氏名等は、個人情報であると言えなくもない。しかしながら、そこに自治会交付金という公金を振り込んでいる実情に鑑みれば、それら個人名義の口座情報は、開示した自治会名義の口座情報と性質的に何ら変わるものではなく、純然たる個人の口座であるとは言い難いものと考えられる。

したがって、本件公文書のうち、実施機関が開示しないとした、振込先の個人名義の情報である、口座の名義人、金融機関名、支店名及び口座番号は条例第7条第2号に該当する個人情報ではなく、開示することが望ましい。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 7月31日	諮問書の受付
平成26年10月14日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成26年12月 9日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子